

第 1 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 6 年 1 月 1 7 日 (水) 午前 1 0 時 0 0 分

場 所 津市美里庁舎 2 階 会議室 1

出席部会委員 1 小澤 哲男・ 2 川邊 千秋・ 3 下井 弘・ 4 田村 明
5 若林 卓哉・ 8 喜多 義幸・ 9 竹尾 泰・ 10 田中 茂人
12 平松 崇己・ 13 横山 光次・ 19 太田 義政・ 21 坂野 大徹
以上 1 2 名

欠 席 委 員 11 清水 喜代己・ 23 水谷 隆

出席部会員外委員

議 長 第 1 農地部会長 太田 義政

事 務 局 職 員 野村事務局長・加賀次長・江副主査

総 合 支 所 河芸：本郷副主幹 芸濃：柴田担当副主幹 美里：中瀬担当副主幹
安濃：横井担当副主幹 香良洲：中山担当主幹

議 事 録 署 名 者 2 川邊 千秋・ 3 下井 弘

事 項

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 5 6 号)
附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について<別冊>

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは第1回第1農地部会を開催させていただきます。
 本日の欠席は、11番 清水 喜代己委員、23番 水谷 隆委員の2名で、出席委員は12名です。
 それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
 2番 川邊 千秋委員、3番 下井 弘委員よろしくお願いします。
 それでは初めに、会長専決の報告事項に入ります。
 事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いいたします。
 表紙をめくっていただくと、議案の紹介となります。
 その中の議案第4号につきましては取下げ願いが提出されましたので、削除をお願いします。
 これに関連し、38ページの議案第4号、番号1が削除となります。
 訂正は以上になります。申し訳ありませんでした。
- それでは、議案書の1ページから7ページをお願いいたします。
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。
 番号1から番号24で、件数24件、合計面積は99,725㎡で、すべて田でございます。
 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。
- 8ページから26ページをお願いいたします。
 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。
 番号1から番号21で、件数は21件、合計面積は129,207.64㎡でその内訳は田が109,605㎡、畑が19,325.64㎡、その他が277㎡でございます。
 これらにつきましては、相続の届出でございます。
 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。
- 27ページをお願いいたします。
 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。
 番号1 貸駐車場用地
 以上、件数は1件、合計面積は54㎡で、すべて畑でございます。
- 28ページから29ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1 分譲用住宅用地

番号2 駐車場用地

番号3 貸駐車場用地

番号4 資材置場用地

番号5 一般個人住宅用地

番号6 駐車場用地

以上、件数は6件、合計面積は2, 717㎡で、その内訳は田が986㎡、畑が1, 731㎡でございます。

30ページをお願いします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）、でございます。

番号1 店舗兼住宅用地

以上、件数は1件、合計面積は323㎡でその内訳は田が121㎡、畑が202㎡でございます。

31ページをお願いします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）、でございます。

番号1 一般個人住宅用地

以上、件数は1件、合計面積は194㎡ですべて畑でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

議 長

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、32ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 藤水、申請地 藤方下八木田____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 741㎡、受人 ____、面積 17, 281. 12㎡、渡人 ____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、兼業による営農縮小のためです。

番号2、地区 安東、申請地 河辺町正ノ坪____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 525㎡ 外3筆、合計面積 5, 650㎡、受人 ____、面積 30, 000㎡、渡人 ____ 外1名。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号3、地区 安東、申請地 長岡町糠田____、登記地目・現況地目と

も田、面積 3,090㎡ 外3筆、合計面積 7,438㎡、受人 _____、
面積 833,071.79㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号4、地区 大里、申請地 大里山室町東谷____、登記地目・現況地
目とも田、面積 1,866㎡、受人 _____、面積 11,331㎡、渡
人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

33ページをお願いします。

番号5、地区 高野尾、申請地 高野尾町東豊久野____、登記地目・現
況地目とも畑、面積 384㎡、受人 _____、面積 611㎡、渡人 _____。

譲受理由は、耕作利便のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号6、地区 上野、申請地 河芸町久知野横院前____、登記地目 田、
現況地目 畑、面積 254㎡ 外1筆、合計面積 300㎡、受人 _____、
面積 0㎡、渡人 _____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号7、地区 安西、申請地 芸濃町小野平二子塚____、登記地目・現
況地目とも畑、面積 188㎡ 外4筆、合計面積 1,614㎡、受人 _____、
面積 0㎡、渡人 _____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号8、地区 明、申請地 芸濃町中縄下興____、登記地目・現況地目
とも田、面積 1,326㎡ 外1筆、合計面積 3,388㎡、受人 _____、
面積 22,007㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

34ページをお願いします。

番号9、地区 明、申請地 芸濃町楠原庭代____、登記地目・現況地目
とも畑、面積 1,200㎡、受人 _____、面積 11,700㎡、渡人 _____。

譲受理由は、耕作利便のため、譲渡理由は、兼業による営農縮小のためです。

番号10、地区 安濃、申請地 安濃町安濃室ノ口____、登記地目・現
況地目とも田、面積 1,029㎡、受人 _____、面積 9,745㎡、
渡人 _____。

譲受理由は、相手方の要望のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号11、地区 安濃、申請地 安濃町内多的場____、登記地目・現況地目とも畑、面積 422㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号12、地区 明合、申請地 安濃町野口大谷____、登記地目・現況地目とも田、面積 2,126㎡ 外1筆、合計面積 4,159㎡、受人 ____、面積 8,219㎡、渡人 ____。
譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号13、地区 明合、申請地 安濃町野口長岨____、登記地目・現況地目とも田、面積 2,815㎡、受人 ____、面積 8,219㎡、渡人 ____。
譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号14、地区 草生、申請地 安濃町草生中相野____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,902㎡ 外1筆、合計面積 2,026㎡、受人 ____、面積 0㎡、渡人 ____。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、相手方の要望のためです。

番号15、地区 村主、申請地 安濃町連部小門田____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,021㎡、受人 ____、面積 741,115㎡、渡人 ____。
譲受理由は、耕作利便のため、譲渡理由は、遠方による耕作困難のためです。

以上、件数は15件、面積は35,053㎡で、このうち田が30,053㎡、畑が5,000㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 藤水、お願いします。

下井委員 3番下井です。先般現地確認いたしまして、問題ないということです。以上、よろしくお願いします

議 長 番号2、番号3、地区 安東、お願いします。

川邊委員	2 番川邊です。2 番の _____ さんにつきましては、昨年認定農家になられた方が、所有権移転しています。問題ございません。 3 番につきましては、 _____ さん、地元の担い手が所有権移転して今まで通り耕作するという事で問題ございません。
議 長	番号 4、地区 大里、番号 5、地区 高野尾、お願いします。
若林委員	5 番若林です。4 番の物件は全然問題ないので、よろしくお願いします。 5 番の高野尾ですが、これも問題ないので許可よろしくお願いします。
議 長	番号 6、地区 上野、お願いします。
喜多委員	8 番喜多です。事務局の説明通り何ら問題ございませんのでよろしくお願いします。
議 長	番号 7、地区 安西、お願いします。
田中委員	1 0 番田中です。見に行つて参りました。問題ないと思います。
議 長	番号 8、番号 9、地区 明、お願いします。
竹尾委員	1 月 9 日に推進委員とともに現地確認をしました。8 番、9 番ともに問題ないという判断をしました。
議 長	番号 1 0、番号 1 1、地区 安濃、番号 1 2、番号 1 3、地区 明合、お願いします。
平松委員	1 2 番平松です。1 0 番について何も問題ございませんでした。 1 1 番についても新規営農に入るということで、問題ありません。 1 2 番、1 3 番は、ブルーベリーをするために営農拡大をする、ということで、よろしくお願いします。
議 長	番号 1 4、地区 草生、番号 1 5、地区 村主、お願いします。
横山委員	1 3 番横山です。1 4 草生、1 5 村主と。事務局と推進委員の方と現地確認させていただきました。何ら問題ないということでよろしくお願いします。
議 長	番号 1 から番号 1 5 について、地元委員さんから異議無しということでございます。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第 1 号について、許可をすることに決定いたします。

次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局

35ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 長野、申請地 美里町北長野向前田____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 423㎡ 外1筆、合計面積 505㎡、申請者 ____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

昭和50年頃から申請者の父親が杉を植えて山林とした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 安濃、申請地 安濃町内多的場____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 35㎡、申請者 ____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

昭和62年頃より山林として管理してきた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認するものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件で、合計面積は540㎡で、すべて畑でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 長野、お願いします。

平松委員

12番平松です。清水委員に代わりまして報告します。事務局の報告通り何ら問題ないということでよろしく申し上げます。

議長

番号2、地区 安濃、お願いします。

平松委員

12番平松です。これも事務局の報告通り何ら問題ないということでよろしく申し上げます。

議長

番号1、番号2について、地元委員さんから、異議のない旨の発言でございます。

皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 36ページをお願いします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 安東、申請地 長岡町茶木原____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 849㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を店舗用地とするものです。

許可証の交付につきましては都市計画法第29条との同時許可となります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 白塚、申請地 白塚町北永定____、登記地目 田、現況地目 雑種地、面積 166㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものです。

令和5年10月10日から駐車場用地として活用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 櫛形、申請地 産品衣谷____、登記地目・現況地目とも畑、面積 648㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、648㎡、パネル設置率は、53.83%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 片田、申請地 片田久保町梶洞____、登記地目 田、現況地目 山林、面積 320㎡ 外2筆、合計面積 1,082㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

先代のころより山林として管理してきた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 安西、申請地 芸濃町岡本浅田____、登記地目・現況地目とも畑、面積 165㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 安西、申請地 芸濃町小野平広垣内____、登記地目・現況地目とも畑、面積 201㎡ 外2筆、合計面積 710㎡、受人 ____、渡人 ____ 外2名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、320.3㎡、パネル設置率は、45.7%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

37ページをお願いします。

番号7、地区 明、申請地 芸濃町中縄仲小路____、登記地目・現況地目とも畑、面積 882㎡ 外2筆、合計面積 1,618㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、511㎡、パネル設置率は、31.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 明、申請地 芸濃町楠原御手洗____、登記地目 田、現況地目 山林、面積 284㎡ 外2筆、合計面積 885㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

平成20年頃から農業をやめ山林化した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 辰水、申請地 美里町家所野田興____、登記地目・現況地目とも田、面積 706㎡ 外1筆、合計面積 1,091㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、413.3㎡、パネル設置率は、37.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は9件で、合計面積は7,214㎡で、そのうち田が2,741㎡で畑が4,473㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、地区 安東、お願いします。

川邊委員 2番川邊です。1月9日に推進委員3名と私、事務局と現地確認いたしました。何ら問題ないのでよろしくお願いします。

議長 番号2、地区 白塚、お願いします。

田村委員 4番田村です。1月9日に推進委員と現地確認を行いました。事務局説明通りで問題ありませんのでよろしくお願いします。

議 長	番号3、地区 櫛形、番号4、地区 片田、お願いします。
小澤委員	1 番小澤です。太陽光発電ということで、周囲には影響ないということで問題ないと思います。 4 番に関しては元々管理をして見えた方が受けられるというので問題ないかと思っています。
議 長	番号5、番号6、地区 安西、お願いします。
田中委員	10 番田中です。1 月 9 日に確認に行きまして参りました。5 番は屋敷地にあるのですが、一体利用して資材置場にするということで問題ございませんのでよろしくお願いします。 6 番は太陽光発電の用地ですが、もうすでに草が生えておりまして、荒地地になっておりまして、隣地の了解も得ているということでございますので問題ないと思います。
議 長	番号7、番号8、地区 明、お願いします。
竹尾委員	9 番竹尾です。1 月 9 日に現地確認をしました。 7 番は、会長さん、推進委員、本庁と現地確認をしました。太陽光発電ということで、業者も来まして、特に問題ないということでした。 8 番についても、事務局、推進委員とで現地確認しまして、特に問題ないと判断しました。
議 長	番号9、地区 辰水、お願いします。
横山委員	清水委員に代わりまして、13 番横山が報告します。事務局の説明通り何ら問題ないということでよろしくお願いします。
議 長	番号1 から番号9 について、地元委員さんから、異議無しということでございます。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。 議案第4号は取り下げということで、次に別冊でお配りしました、議案5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でござ

ざいます。

それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で163, 678㎡、畑の使用貸借で637㎡契約件数は50件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で16, 881㎡、契約件数は8件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借で54, 493㎡、契約件数は13件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で133, 689㎡、畑の賃貸借、使用貸借で2, 802㎡、契約件数は38件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で15, 942㎡、畑の使用貸借で271㎡、契約件数は5件でございます。

香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて384, 683㎡、畑の集積は、賃貸借、使用貸借で3, 710㎡、合計契約件数は114件、合計面積は388, 393㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区43件、河芸地区4件、安濃地区10件、芸濃地区24件、美里地区2件で合計83件、合計面積は295, 481㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で72.8%、面積で76%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて、「農用地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は5ページにあります1-28-2の外27件になり、整理番号の左側の欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、2枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございます。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。
 今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。
 整理番号1-47についてです。
 _____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございました。
 入室してください。

< 入 室 >

議 長 続きまして、整理番号4-24-1及び4-24-2についてです。
 _____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございました。
 入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。
 以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第1回第1農地部会を終了いたします。

午前10時51分

令和6年1月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____